

平成26年稲敷市農業委員会12回総会

〔12月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 5 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について  
日程 6 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程 7 贈与税の納税猶予に関する適格証明書及び農地の生前一括贈与である旨の証明書の交付について  
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）  
日程12 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
- 

**本日の会異議に付した事件**

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号  
日程10 議案第6号  
日程11 議案第7号  
日程12 くあ. 議案第8号

---

**出席委員**

- |    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 宮本昇君  | 18番 | 山口幸一君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 3番 | 蛭原一君  | 20番 | 保科進君  |

4番	村山文雄君	21番	清原 寿君
5番	篠崎惣寿君	22番	加納 昭君
6番	松本文雄君	23番	飯塚恒雄君
7番	吉岡一仁君	24番	飯田 稔君
8番	川島 昇君	25番	濱田昭一君
10番	千勝 忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
15番	坂本一雄君	29番	遠藤一行君
16番	古澤真和君	30番	糸賀泰夫君
		31番	山下恭一君
		32番	高須一郎君

---

#### 欠席委員

9番	小貫和子君	17番	井戸賀吉男君
13番	秋本精一君		
14番	篠崎文夫君		

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本 昭

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 12月4日（木） 平成26年度全国農業委員会会長代表者集会  
於 東京都千代田区 日比谷公会堂  
出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 12月5日（金） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会  
於 稲敷市役所東庁舎  
出席者 加納 昭会長

12月19日(金) 第153回農業会議臨時総会、会長事務局長研修会  
於 水戸市 レイクビュー水戸  
出席者 加納 昭会長、飯島伸生局長補佐

---

午後3時開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成26年12月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくをお願いをします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は28名です。欠席委員は、9番、小貫和子委員、13番、秋本精一委員、14番、篠崎文夫委員、17番、井戸賀吉男委員の4名であります。よって農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、10番、千勝 忠委員、11番、山崎健一委員の両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長(森川春樹君) 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番，南太田字南，田1筆，6，161平方メートルでございますが茨城県農林振興公社が行う農地中間管理事業特例促進事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。議案書の2ページから4ページになります。受理番号1番から受理番号6番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作しており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

### 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知につい

て」でございます。

受理番号1番、鳩崎字新田ほか1地区、田4筆、22,598平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、鳩崎字余郷入、田2筆、9,986平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、福田字福田、田4筆、16,838平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号15番、16番を除いて説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転12件、交換による所有権移転4件、合計16件でございます。

受理番号1番、上之島字上ノ島、田5筆、8,733平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号2番、阿波崎字阿波崎、田2筆、2,383平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

受理番号3番、村田字殿山、田1筆、2,857平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

受理番号4番、手賀組新田字秋塚、田3筆、5,572平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりでございます。

受理番号5番、本新、田1筆、14,945平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

7ページをお開き願います

受理番号6番、信太古渡字西区、畑1筆、208平方メートルについてでございますが、

受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号7番、荒沼字荒沼、畑1筆、6,242平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番、柴崎字切上、田1筆、191平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号9番、太田字新田、田1筆、3,000平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため買受けるものでございます。

受理番号10番、南太田字下、田3筆、9,074平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

8ページをお開き願います。

受理番号11番、清久島字大巻、田1筆、1,983平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号12番、清久島字内川、田3筆、2,973平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号13番、清久島字清久島、田1筆、1,996平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

受理番号14番、清久島字清久島、田2筆、2,941平方メートルに津いてでございますが、受人が耕作利便のため交換するものでございます。

以上14件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から14番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から4番については、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号5番について関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君）2番、関口です。受理番号5番について報告いたします。12月23日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に酪農を営んでいる農業者です。受人の農業生産法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラック4台、ホイロローダー5台、ホークリフト5台を所有しております。経営面積は150アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議、願います。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、澤邊委員より報告願います。

○28番（澤邊雅之君）28番、澤邊です。受理番号2番について報告いたします。12月21日に宮本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが、田植機

1台、トラクター、コンバインはリースをしております。農作業従事日数は150日であります。経営面積78アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番、篠崎です。受理番号7番について報告いたします。12月20日に松本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数、250日です。農業経営面積は1.5ヘクタールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号8番について、坂本一雄委員より報告願います。

○25番（濱田昭一君）25番、濱田です。受理番号8番について報告します。12月20日に古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は64アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号9番について、川島委員より報告願います。

○8番（川島 昇君）8番、川島です。受理番号9番について報告いたします。12月20日に古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機は実家であります稲敷市下太田の\*\*\*\*さんから借り受けるということです。農作業従事日数は150日であります。経営面積は60アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり、間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号10番について、千勝委員より報告願います。

○10番（千勝 忠君）10番、千勝です。受理番号10番について報告いたします。12月20日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は90アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしく

ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号11番から14番について、坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本富男君）12番、坂本です。受理番号11番から14番について報告します。12月21日に沖野谷委員と受人の調査をし、4件とも申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。受理番号11番について、農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は夫婦で180日であります。経営面積は360アールであります。つづいて受理番号12番について、農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を共同で所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は474アールで、小作地28アールが含まれております。続いて13番14番について、農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は夫婦で150日であります。経営面積は364アールであります。調査の結果、4件の受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第1号、受理番号15番から16番までですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、川島 昇委員が該当しますので、8番、川島 昇委員の退席を求めます。

〔川島 昇委員退席〕

○議長（加納 昭君）それでは、事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

受理番号15番、堀川字草切ほか1地区、田3筆、4,421平方メートルについてでございますが、受人が耕作地を買受けるものでございます。

9ページをお開き願います。

受理番号16番 堀川字草切、田4筆、3,241平方メートルについてでございます



が、受人が耕作地を買受けるものでございます、

以上2件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号 受理番号15番と16番の説明をおわります。

○16番（古澤真和君）16番，古澤です。受理番号15番、16番について報告いたします。さる12月20日に濱田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は200日であります。経営面積は1,886アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか，質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」受理番号15番から16番の採決いたします。

本案は，申請のとおり，許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって，申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので，8番、川島 昇委員の入室を許可いたします。

〔川島 昇委員入室〕

---

## 日程 6 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第2号，「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について1件、関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について1件の合計2件でございます。

受理番号1番、上馬渡字上馬渡ほか1筆、9,801平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

受理番号2番、沼田字太丈ヤ敷、2筆773平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。以上調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第2号、受理番号1番と2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番、宮本です。受理番号1番について報告いたします。12月22日に小貫委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン、乾燥機は委託をしておりますが、規模拡大がなりしだい購入予定です。農作業従事日数、150日であります。経営面積100アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで、間違いがなく許可相当と考えられます。

どうぞ、よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○4番（村山文雄君）4番、村山です。受理番号2番について報告いたします。さる12月21日、山崎委員と本人と面会をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻、カボチャを栽培している農業者であります。後継者も収納しております。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラックを2台所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積267アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

**日程 7 議案第3号 贈与税の納税猶予等に関する適格者証明書及び農地の生前一括贈与である旨の証明書の交付について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「贈与税の納税猶予等に関する適格者証明書及び農地の生前一括贈与である旨の証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 11ページをお開き願います。

議案第3号、「贈与税の納税猶予等に関する適格者証明書及び農地の生前一括贈与である旨の証明書の交付について」でございます。

受理番号1番、こちらについては、11月総会で審議いただいた親子間の贈与ですが、租税特別措置法第70条の4、贈与税の納税猶予制度を受けるため申告時に農業委員会が発行する証明書の添付が必要となります。

以上で議案第3号 受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番、清原です。受理番号1番について報告いたします。12月18日に山下委員と調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。調査の結果、贈与税の納税猶予を受けるための贈与者の要件と受贈者の要件を満たしており、贈与税の納税猶予に関する適格証明書及び農地の生前一括贈与である旨の証明書交付相当と判断いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、贈与税の納税猶予等に関する適格者証明書及び農地の生前一括贈与である旨の証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程 8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 12ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、中山字長畑、畑3筆、1,611平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第4号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○29番（遠藤一行君） 29番、遠藤です。受理番号1番について、さる18日、山口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電事業施設事業用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。どうぞ、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程 9 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 13ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、三次字如意輪堂、畑1筆、276平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より物置敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月25日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、堀之内字屋敷添、畑1筆、700平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より住宅敷地として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、糸賀泰夫委員より報告いたします。

○30番（糸賀泰夫君） 30番、糸賀です。受理番号1番、2番について報告いたします。さる18日、井戸賀吉男委員、高須委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく1番は20年以上前から物置敷地として、2番は20年以上前から、住宅敷地として利用されており国土院発行の航空写真と合せて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。審議ほどよろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。14ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、15件、117筆、207,024平方メートル、再設定が10件、39筆、84,354平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、八筋川字八郎田、田2筆、10,029平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,173アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号2番、上之島字上ノ島ほか1地区、田10筆、12,642平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積784アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号3番、四ツ谷字中割ほか1地区、田7筆、6,020平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積960アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号4番、上之島字上ノ島ほか1地区、田3筆、4,745平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積891アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数150日の農業者です。

受理番号5番、六角字参番割ほか1地区、田3筆、3,631平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が9年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積238アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号6番、上根本字中曾根ほか1地区、田15筆、14,749平方メートル、

受理番号7番、上根本字蓮和田（ハスワダ）ほか1地区、田3筆、3,551平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積602アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号8番、甘田字東ほか3地区、田12筆、25,797平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受け

る者は、経営面積135アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数250日の農業者です。

受理番号9番、大島字中蒲、田1筆、1,074平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,762アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の農業者です。

受理番号10番、結佐字下結佐ほか1地区、田4筆、5,710平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積631アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号11番、鳩崎字余郷入、田3筆、5,366平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積196アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数250日の農業者です。

受理番号12番、福田字福田、田3筆、16,315平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,488アールの水稲を作付けする農家で農作業従事日数200日の認定農業者です。

受理番号13番、上根本字南下ほか12地区、田34筆、87,158平方メートル、

受理番号14番、柴崎字三島、畑1筆、574平方メートル、

受理番号15番、蒲ヶ山字向根坪ほか5地区、田13筆、9,663平方メートル、いずれの3件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、10,000円、設定を受ける者は、農業生産法人です。経営面積が0アールとなっていますが、今回、農地を法人の構成員から借り受をするものです。

議案番号16番から25番の再設定については、議案書のとおりです。

以上、農業経営 基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君） はい、4番、村山委員。

○4番（村山文雄君） 4番村山です。受理番号13番、14番、15番の受人の設定を受ける者の農業生産法人は、どういう生産法人なのか説明をお願いしたい。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） ご説明いたします。この農業者が自分で立ち上げました農業法人に自分の農地を貸し付ける形になっております。以上です。

○4番（村山文雄君） わかりました。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑ありますか。ありませんか。はい、保科委員。

○20番（保科 進君） 20番保科です。受理番号12番ですが、解約して、すぐ利用権設定はどういう意味でしょうか説明をお願いします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） お答えします。解約の理由は、実際作っている

農地と、今回利用権を設定する農地を借り受けしたつもりでしたが実際の農地が違うところだったので一度解約をしてやり直しの形を取らせていただきました。

○議長（加納 昭君） よろしいですか。保科委員。

○20番（保科 進君） 私は、良いですよ。

○議長（加納 昭君） そのほかありますか。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 間違って設置したものですから、正しいものに直したものです。最初の設定の土地が間違っていたことです。

○20番（保科 進君） 前に設定したときに助成金が出ていましたが再度新規に設定するとまた、助成金がもらえるのですか。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） それは、ダブらないように調整いたします。一度助成金をもらった土地についてダブっては、助成金はもらえませんが・・・

○20番（保科 進君） 途中解約して、新規に設定すればもう一度助成金がもらえるように思ってしまう、一度出た助成金はダブっては出ないのですね。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） はい、でません。

○20番（保科 進君） わかりました。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

## 日程11 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （中間管理事業）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。  
飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 21ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、権利を取得するものです。今回は、20件、116筆、281,736平方メートルについてです。

受理番号1番から20番の詳細については、議案書のとおりです。



よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

## 日程12 議案第8号 稲敷市 農用地利用 配分計画（案）に対する意見決定について （中間管理事業）

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 28ページをお開きください。

議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、21件281,736平方メートルです。

農地中間管理事業は、平成25年12月に制定された新しい制度です。内容につきましては、お手元に「農地中間管理事業、農地の貸し借りお任せ下さい」のパンフレットを配布してありますので、ご参考をお願いします。

借受人につきましては、茨城県農林振興公社が行った公募により公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしているもので、特に問題がないと思われま

す。受理番号1番から21番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成26年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご苦勞様でした。

午後4時4分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

---

10番委員 千 勝 忠 ⑩

---

11番委員 山 崎 健 一 ⑩

---